

開 講 単 位 数 一 覧								
学 年	1年次		2年次		3年次		4年次	
学 期	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q	1Q・2Q	3Q・4Q
必 修	6	9.5	16	12	11.5	4	0	8
選 択	0	0	2	5	13	20	10	4
計	6	9.5	18	17	24.5	24	10	12
合 計	15.5		35		48.5		22	

(備 考)

注1. 卒業に必要な単位数は、工学基礎科目及び専門科目の必修科目59単位、卒業研究8

単位、工学基礎科目及び専門科目のうちから選択科目19単位以上、合計86単位以上修得し、教養教育科目40単位以上と併せて、合計126単位以上修得すること。

注2. 他コースの開講科目については、4単位までを卒業要件の選択科目に加えることができない。

注3. 学外実習は5日間以上とする。工場見学は適当な日を選び教員が引率する。学外実習と工場見学を併せて1単位である。

注4. 他学部及び他大学（放送大学を含む）の開講科目の履修希望者は、コース長又は教務委員へ申し出れば、履修指導の下にそれらの履修科目のうち2単位を上限として本コースの選択科目の単位（卒業要件単位）として認めることがある。

注5. 教員免許に係る教科に関する科目欄の●印は教員免許取得上の必修科目を、○印は教員免許取得上の選択科目を表す。

注6. 資格欄の「電気主」は、電気主任技術者、「無線技」は、第1級陸上無線技術士、「1陸特」は、第1級陸上特殊無線技士、「2海特」は、第2級海上特殊無線技士をそれぞれ表す。

- ① 電気主任技術者免状取得希望者は、資格欄に示す◎印の全科目を履修すること。また、○印の中から2科目以上履修すること。さらに、これらに加えて▲印の科目を履修すると、第2種電気工事士試験の筆記試験が免除され、第1種電気工事士の免許交付のための実務経験期間が短縮（5年→3年）される。
- ② 第1級陸上無線技術士一部試験免除資格取得希望者は、資格欄に示す◎印の全科目を履修すること。
- ③ 第1級陸上特殊無線技士免状取得希望者は、資格欄に示す◎印の全科目を履修すること。
- ④ 第2級海上特殊無線技士免状取得希望者は、資格欄に示す◎印の全科目を履修すること。

－電気電子工学コース－

《規定》

履修上の注意

電気電子工学コースの学生は、工学部規程及びこの手引に定められた事項に加えて、次の各項に注意して学習すること。

1. 実験着手条件

未修得単位の多い者は、実験を履修できない。

2. 卒業研究着手基準

電気電子工学コースの卒業研究は、修学状況が良好と認められた者のみが行うことができる。最低限の基準は次のとおりであるが、最終的な認定は3年次末の教室会議にて行われる。なお、過年度生についての最低限の基準は別に指示する。

- (1) 教養教育科目の最低修得単位を修得していること。
- (2) 専門教育科目中より、58単位以上（ただし自由科目は除く）を修得していること。
- (3) 前項の単位数には、少なくとも必修科目48単位以上を含んでいること。

3. 早期卒業について

早期卒業を希望するものは、予めコース長又は教務委員に申し出ることにより、2年次末の成績等により3年次での卒業研究着手を認める。4年次の開講科目も3年次に履修できる。なお、早期卒業の要件については以下のとおりである。

(1) 3年次における卒業研究等の履修に係る認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 1年次末及び2年次末において成績評価が工学部規程第9条第2項に規定する上限単位数を超えて履修できる要件を満たしていること。
- ② 2年次末までに、教養教育科目の最低修得単位数を全て修得していること。
- ③ 2年次末までに、開講された必修の専門教育科目の43.5単位全て及び選択の専門教育科目※4単位以上を修得していること。
- ④ 2年次末までに修得した必修の専門教育科目のうち39単位以上が評語A以上であること。
- ⑤ 2年次末までに修得した選択の専門教育科目のうち4単位以上が評語A以上であること。

(2) 早期卒業の認定基準

以下の条件を全て満足すること。

- ① 卒業に必要な専門教育科目の最低修得単位数全て86単位を修得していること。
- ② 修得した必修の専門教育科目のうち60単位以上が評語A以上であること。
- ③ 修得した選択の専門教育科目※のうち17単位以上が評語A以上であること。

※ 選択の専門教育科目に「創成プロジェクト」は含めない。